

猪田地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第 1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもとに、住み良い猪田地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第 2条 この会を猪田地区住民自治協議会（以下「協議会」という）と称する。

(所在地)

第 3条 協議会の所在地を次のとおりおく。
伊賀市猪田1359-3 猪田地区市民センター内

(設立)

第 4条 平成17年4月28日

(活動の範囲)

第 5条 協議会の活動の範囲は猪田地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第 6条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 伊賀市と結ぶ「まちづくりに関する基本協定」に係る事業の実施。▪
- (2) 環境保全・防災活動
- (3) 生活安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 人権啓発運動
- (6) 健康・福祉活動
- (7) その他目的達成のために必要と認めるもの

第2章 組織

(会員)

第 7条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 猪田地区住民
- (2) その他会長が必要と認めるもの

(役員)

第 8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 …1名
- (2) 副会長 …2名（男性1名、女性1名）
- (3) 会計 …1名
- (4) 部会長 …5名
- (5) 区長 …9名
- (6) 事務局長 …1名
- (7) 顧問 …若干名
- (8) 監事 …2名

2. 会長・副会長は、選考委員会にて選出し総会で承認を得る。▪

3. 選考委員会の設置等については、別に定める。

4. 会計・監事・事務局長は、総会で会長が任命し、同意を得る。

5. 部会長は、各部会において選出する。

6. 顧問は会長が推薦する。

(役員職務)

第 9 条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 会計は、協議会の会計事務を司る。
5. 部会長は、事業計画を立案し役員会に提案を行う。
6. 区長は、住民自治協議会が主催する、各事業に対して協力・支援を行う。
7. 事務局長は、協議会事務を統括する。
8. 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行なう。

(役員任期)

第 10 条 前条の役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 11 条 総会及び役員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、次の部会を置く。

- (1) 生活安全部会
- (2) 福祉部会
- (3) 教育人権部会
- (4) 広報部会
- (5) 健康推進部会

2. 部会員は、会長が委嘱する。
3. 部会には、部会長及び副部会長を置く。
4. 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
5. 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
6. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
7. 部会長は、必要であると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
8. 部会に会計が必要な場合、これを置くことができる。

第 3 章 会議

(会議)

第 12 条 協議会の会議は、総会、役員会、各部会及び各実行委員会（以下「会議」という）とする。

2. その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第 13 条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2. 会議は原則公開とする。
3. 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところとする。

(総会)

第 14 条 総会は、役員、及び各区の区長代理をもって構成する。

2. 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、書面決議を実施することができる。また委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
5. 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画の推進
 - (2) 協議会の事業計画と予算、事業報告と決算
 - (3) 役員を選出、同意
 - (4) その他、重要事項に関すること

(役員会)

- 第15条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
2. 役員会は、会長が招集する。また、会長が認めた者を招集することができる。
 3. 役員会の議長は、会長が行う。
 4. 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 第1条及び第5条に沿う基本的事項に関わること。
 - (2) 協議会の事業計画と予算、事業報告と決算に関わること。
 - (3) 役員選出に関わること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(実行委員会)

- 第16条 実行委員会は、会長の指示のもと、事業目的に応じ設置する事ができる。
2. 本委員会は、役員会に委ねる事ができる。

(諮問委員会)

- 第17条 会長及び役員会の指示のもと、事業目的に応じ次の諮問委員会を置く。
また、会長及び役員会は、諮問委員会の答申を尊重する。
- (1) 仮称青年部

(部会間の調整)

- 第18条 部会間の調整は、役員会が当たることとする。

第4章 財務

(会計)

- 第19条 協議会の運営等に関する経費は、地域包括交付金、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
2. 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 その他

(規約の改正)

- 第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

- 第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

- 第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成17年4月28日から施行する。

附則 (平成19年4月26日1部改正)

改正条項は、平成19年4月26日より施行する。

附則 (平成25年5月14日1部改正)

改正条項は、平成25年5月14日より施行する。

附則 (平成30年5月1日、1部改正)

改正事項は、平成30年5月10日より施行する。

附則 (令和元年5月1日、1部改正)

改正事項は、令和元年5月16日より施行する。

附則 (令和3年5月1日、1部改正)

改正事項は、令和3年5月17日より施行する。

改正事項は、令和4年5月23日より施行する。